



有機農業

平成31年度 吉賀町予算編成方針



TO THE SKY

平成30年10月 総務課

はじめに

国の動向

- 経済財政運営と改革の基本方針2018
「人づくり革命」「生産性革命」「経済・財政一体改革」
2019年10月1日消費税率引き上げ（8→10%）

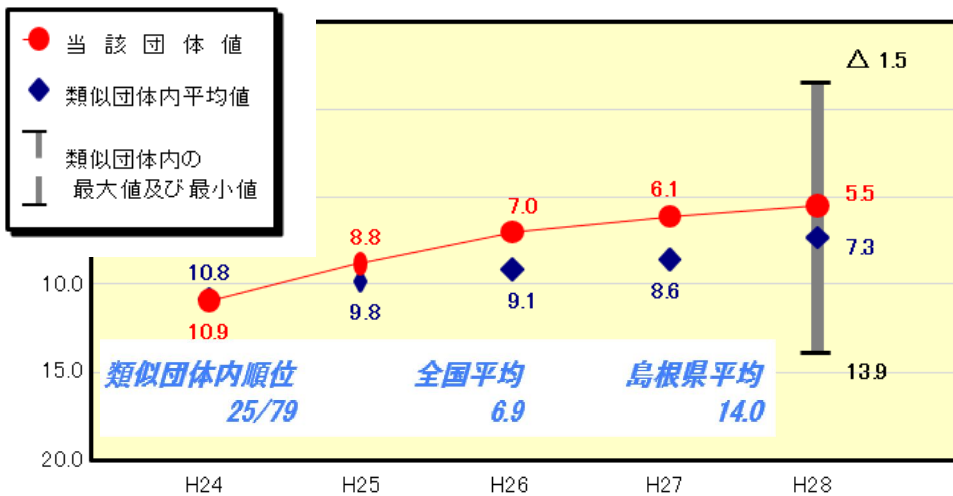
吉賀町の動向

- 第2次吉賀町まちづくり計画
- まち・ひと・しごと創生 吉賀町総合戦略（最終年度）
- 吉賀町公共施設等総合管理計画

1. 財政健全化の状況

公債費負担の状況

実質公債費比率 **[5.5%]**

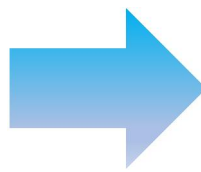


実質公債費比率の分析欄

過去に発行した地方債の償還が終了したこと、地方債の繰上償還と新規借入の抑制等財政健全化に向けた計画的な取組を実施してきたことにより、前年度と比較すると0.6%比率が改善した。

類似団体平均と比較しても1.8%下回っており、今後も引き続き事業の見直し等による新規発行債の抑制と、繰上償還の検討により実質公債比率の適正化に努める。

- 行財政改革大綱
- 集中改革プラン
- 財政健全化指針 等



県内トップクラスの財政指標 (H29)

実質公債費比率 5.3%
将来負担比率 40.5%

2. 平成29年度決算状況

収支状況

歳入決算額	歳出決算額	差引額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支	単年度収支
67億7,173万円	66億2,465万円	1億4,709万円	3,385万円	1億1,324万円	△1億1,054万円

一般会計決算額の推移

年度 (平成)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出 差引 (C) (A)-(B)	翌年度に 繰り越すべ き財源 (D)	実質収支 (E) (C)-(D)	単年度 収支 (F) 現年(E)-前年(E)	積立金 (G)	繰上 償還金 (H)	積立金 取崩し額 (I)	実質単年 度収支 (F)+(G)+(H)-(I)
26	6,855,212	6,455,135	400,077	160,387	239,690	△ 89,433	110,371	101,103		122,041
27	7,444,568	7,157,389	287,179	106,165	181,014	△ 148,109	1,893	137,280		△ 8,936
28	6,832,096	6,562,072	270,024	46,244	223,780	42,766	1,439			44,205
29	6,771,733	6,624,647	147,086	33,848	113,238	△ 110,542	1,312	177,570		68,340



補助費等
人件費



公債費
繰出金

4. 予算編成の基本的な考え方

重
点
項
目

「子育てしやすいまちづくり」

地域の宝である子どもの健やかな成長を促進

「健康長寿のまちづくり」

住民の命を守り、生き甲斐のある生活を促進

「豊かさを求めるまちづくり」

魅力と活力に満ちた地域振興を促進

「まち・ひと・しごと創生 吉賀町総合戦略」

実行施策の着実な推進

4. 予算編成の基本的な考え方

(1) 総括的事項

- ① **吉賀町まちづくり計画(総合計画)に基づく事業**
将来像実現のための3つの柱と行財政対策を含めた6つの方向に基づく事業
- ② **吉賀町総合戦略の推進**
KPI(重要業績評価指標)に留意した基本目標到達に向けた事業
- ③ **吉賀町公共施設等総合管理計画との整合**
公共施設やインフラ施設の計画的な維持管理
- ④ **第3次吉賀町行財政改革プランの遵守**
住民参画と協働による質の高い行政サービスの実施
- ⑤ **持続可能な財政基盤の構築**
「取捨選択」と「集中化」

4. 予算編成の基本的な考え方

(2) 歳入

新たな財源確保 受益者負担の適正化 各種債権の管理

(3) 歳出

削減目標（一般財源）平成30年度当初予算比 ▲2億円
平成30年度当初一般財源総額 41.4億円

(4) 特別会計

独立採算を原則とした健全経営

(5) 補正予算

緊急的事業限定 中長期視点による公共施設等の更新事業

(6) 議会答弁等への取組み

議会答弁事業の点検・精査・検討

(7) 消費税率の引き上げ

平成31年10月 8%→10% 軽減税率制度の導入

5. 要求基準

(1) 区分

31

- ①義務的経費:ランニングコスト等経常的経費
- ②政策的経費:普通建設事業等臨時的経費
- ③地方創生・総合戦略事業経費

(2) スケジュール

要求入力期限	平成30年10月17日(水)～11月15日(木)
各課調整期間	11月16日(金)～22日(木)
予算査定期間	12月3日(月)～12月下旬:副町長・総務課長・財政担当査定 1月上旬:町長査定
予算調整期間	平成31年1月中旬～2月上旬
議会提出	2月中旬

5. 要求基準

(3) 歳入

- ①町税収入・税負担公平性等の確保のため、未収金対策に積極的に取り組むこと。
- ②補助事業の制度把握し、適正な額を見積ること。
- ③使用料・手数料については、受益負担適正化と公平性確保の観点に立って検証すること。
- ④未利用財産の売却や利活用等を積極的に推進すること。
- ⑤公債費及び町債残高の抑制のため、町債発行額は適正規模に調整する。
- ⑥民間等で実施する事例を参考に、新たな財源確保に積極的に取り組むこと。

5. 要求基準

町 税	税制の改正、経済動向などを十分に把握し、年間収入額を当初予算に反映させ、過小な計上とならないよう注意すること。
国庫支出金 県支出金	補助(負担)率などが不透明なものは、現行制度に基づき年間予算を編成し、制度内容を精査すること。なお、積極的に補助金の確保に努めること。
分担金・負担金 使用料・手数料	受益者負担の原則、住民負担の公平確保の観点から、適正な負担に心掛けるとともに、法令や条例にも十分留意しながら計上すること。恒常的に使用料などを減免している場合は、必要に応じて見直すこと。
財産収入	安易に長期的な契約を交わさず、契約更新時において、住民負担の公平性確保と受益者負担の適正化を踏まえ貸付価格の適正化を図ること。
諸 収 入	従来の実績を勘案し、収入見込額を計上すること。

5. 要求基準

(4) 歳出

- ①事業目的・成果目標に合わせ、既存事業をゼロベースから徹底的に見直すこと。
- ②原則として施設の新設は行わず、建替・改修を行う場合は吉賀町公共施設等総合管理計画との整合を図ること。
- ③複数課室に関わる事業は、相互で緊密な連絡をし、十分な調整を行うこと。
- ④地方創生・総合戦略事業は、効率化・重点化を図りながら要求すること。
- ⑤地方公会計整備に伴う固定資産台帳に計上すべき資産を把握すること。
- ⑥独立採算の原則を踏まえ、特別会計繰出金は、一般会計からの過度な財政援助に依存しないこと。

5. 要求基準

<p>人件費</p>	<p>所要額とする。時間外勤務手当は原則7%を上限とする。</p>
<p>物件費</p>	<p>徹底的な経費節減に努めること。 施設設備維持管理に係る契約（清掃、リース、エレベーター保守、浄化槽維持等）は、一括見積り一括契約を行い経費節減に努めること。 備品台帳の整理に努めること。</p>
<p>維持補修費</p>	<p>各施設の状態を十分把握し、適正な維持管理に努めること。 「公共施設等総合管理計画」等を踏まえて、経費の複数年化を視野に入れた計画的な対応を行うこと。 現況写真、個別施設計画等の説明を準備すること。</p>
<p>扶助費</p>	<p>対象者を的確に把握し、年度途中で大幅な見込み違いが生じないように留意すること。 国・県負担（補助）、町単独の内容を十分に把握し、基準額以上の事業費（継ぎ足し分）は、自己負担の適正化等を検討すること。</p>

5. 要求基準

<p>補助費等</p>	<p>補助金等の目的や効果を再検証し、前例にとらわれることなく真に必要なものを精査すること。 各種団体の運営補助は、事業内容、決算状況の成果を検証し、より高い効果を生み出す制度の再考も検討すること。 一部事務組合負担金は、経費と効果を検証し、当該組合との事前協議を十分に行うこと。</p>
<p>普通建設事業</p>	<p>「公共施設等総合管理計画」に基づき、必要性、優先順位、費用対効果、現状及び将来の財政負担を十分に検証すること。 中期財政計画にない事業は原則認めない。</p>
<p>公債費</p>	<p>所要額とする。 繰上償還を検討を行い対処すること。</p>
<p>他会計繰出金</p>	<p>当該会計の趣旨にのっとり、経営改善、料金適正化に努めること。 国が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。</p>